

【3】 リ - ス取引に係る税務（法人税）

取 引		改正前	改正後
ファイナンス・ リ - ス取引	所有権移転取引	売買処理	売買処理
	所有権移転外取引	原則として 賃貸借処理	
オペレ - ティング・リ - ス取引		賃貸借処理	賃貸借処理

(2) 適用時期：平成20年4月1日以後に締結したリ - ス契約から適用される。

(3) リ - ス資産の取得価額

原則：リ - ス料総額（そのリ - ス期間中に支払うべきリ - ス料の額の合計額）

例外：リ - ス料総額のうち、利息相当額からなる部分の金額を合理的に区分することができる場合には、そのリ - ス料総額から利息相当額を控除した金額を取得価額とすることができる。
なお、その利息相当額はリ - ス期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。

(4) リ - ス資産の減価償却方法（＝リ - ス期間定額法）

$$\text{リ - ス資産の取得価額} \times \frac{\text{その事業年度におけるリ - ス期間の月数}}{\text{リ - ス資産のリ - ス期間の月数}}$$

（残価保証額を除く）

(5) 賃借料（リ - ス料）として経理処理した場合

売買があったものとされたり - ス資産につき、その賃借料として損金経理をした金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるものとする。

* 基本的には、当該事業年度において賃借料として損金経理した金額の合計額とリ - ス期間定額法で計算した償却限度額は一致することとなるが、異なる場合は申告調整が必要となる。

(6) 減価償却に関する明細書

新たに法人税別表16(4)『リ - ス期間定額法による償却額の計算に関する明細書』が設けられた。

償却費として損金経理した金額がある場合には、この明細書の添付を要する。

ただし、借手である会社が賃借料として処理したり - ス料については、明細書の添付は必要としないこととされました。

(7) リ - ス税額控除は廃止（取得価額基準による税額控除のみ）

【4】 リ - ス取引に係る税務（消費税）

(1) 課税仕入の時期

借手が『そのリ - ス資産の引渡しを受けた日の属する課税期間』の課税仕入として全額仕入税額控除を行うこととなります。

(2) リ - ス料に含まれている利息相当額については、契約において金額が明示されていない場合には課税仕入として取扱われることとなります。

【消基通6-3-1（金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等）】

消法〔利子を対価とする貸付金等〕の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。

法法〔リース取引の範囲〕に規定するリ - ス取引でその契約に係るリ - ス料のうち、利子又は保険料相当額（契約において利子又は保険料の額として明示されている部分に限る）

利息相当額が明示されていたら、その部分は非課税仕入ですよ・・・